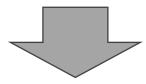


## 在留資格「留学」から就労資格への変更申請を 予定されている皆様へ

2026年4月1日から就労を希望される方は、 2025年12月1日から2026年1月末まで の間に申請をお願いします。



書類の不足や審査過程において確認すべき事項があ る場合は希望日までに結果が出ないことがあります。

以下の点に注意して、申請をお願いします。

必要書類がそろっているか、必ずご確認ください。

書類に不足があると、結果が出る日が遅くなります。

※提出資料のご確認はこちらから

https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html

変更を希望する在留資格を選択してください。

## 2025年12月1日開始 提出書類の省略

「留学」から「技術・人文知識・国際業務」又は「研究」への在 留資格変更許可申請において、従前の所属機関のカテゴリーによ る省略に加えて以下のいずれかに該当する場合も提出書類の省略 が認められます。

- ※派遣形態による雇用の場合は対象外となります。
- ①本邦の大学卒業(予定)者(大学院及び短期大学卒業者を含む。)
- ②海外の優秀大学卒業者 3つの世界大学ランキング中、2つ以上で上位300位にランクインし ている外国の大学が対象となります。
- ③「留学」から就労資格への在留資格に変更許可を受けた者を現に受け入 れている機関において就労する場合 申請人が希望する在留資格を有する外国人(「留学」の在留資格から変

更許可を受けた者に限る。)が現に当該所属機関に雇用されており、同 外国人が当該所属機関において就労中に少なくとも1度の在留期間更新

許可を受けている場合が対象となります。

詳細はこちら→